

**沖縄県立精和病院移転・統合基本設計等支援業務委託
企画提案仕様書**

第1 委託業務名

沖縄県立精和病院移転・統合基本設計等支援業務委託

第2 趣旨

沖縄県立精和病院（以下「精和病院」という。）は築37年が経過し、老朽化の進行や現在の医療ニーズにそぐわない病棟配置等が課題となっていたことから、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下「南部医療センター」という。）の敷地に移転・統合することとしている。

移転・統合により、高齢化の進展に伴い増加が見込まれる精神身体合併症への対応等において、精神科と一般科がシームレスに繋がった迅速で質の高い医療の提供や、災害拠点病院である南部医療センターのDMATとの連携による大規模災害時の精神科医療への対応が期待されている。

このようなことを踏まえ、今般、移転・統合後の新病院における機能を明確化しつつ、設計に向けた諸条件を整理した「沖縄県立精和病院移転・統合基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定したところであり、今後、基本計画を踏まえ、基本設計に取り組むこととしている。

基本設計を進めるにあたっては、基本計画における検討事項への対応、各部門別運営方針の課題整理・検討、医療情報システムの統合等を検討する必要がある。

以上のように、本業務は、基本設計を効率的かつ効果的に実施するため、病院経営全般に係る幅広い知識と高い専門性を有する事業者に対して支援業務を委託するものである。

第3 契約期間

契約締結日から令和7年3月24日までとする。

第4 委託業務内容

本業務委託内容は、次の1～8のとおりとする。

なお、本業務の遂行にあたっては、病院事業局及び基本設計業務受託者（以下「設計事業者」という。）と密に連携すること。

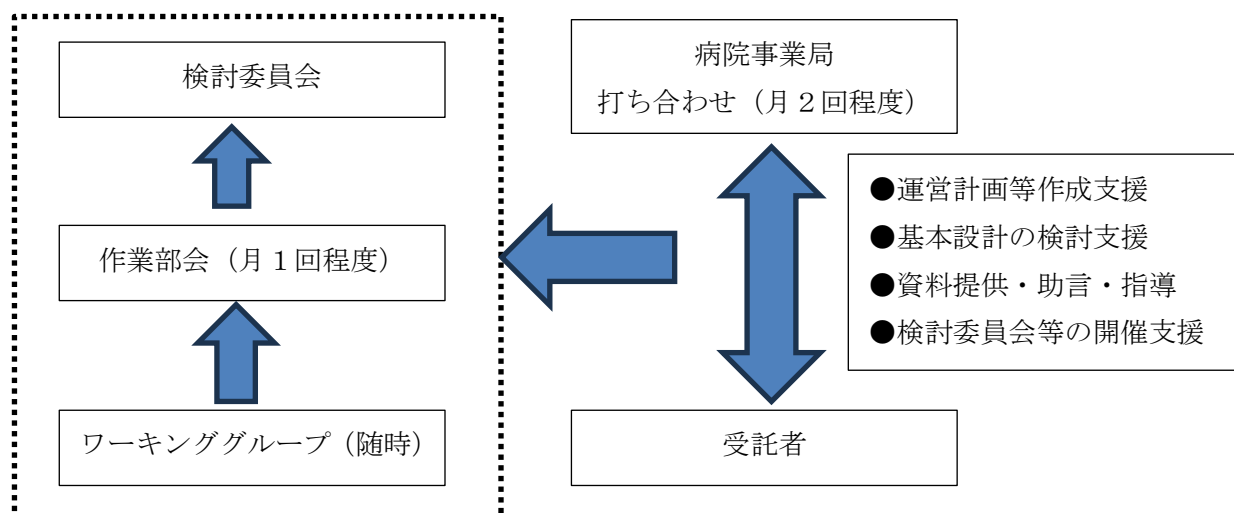
1 移転・統合に係る手続等支援

新病院開院までに病院事業局が行うべき手続等（保健所への開設許可申請、施設認定及び施設基準等を想定）の全体スケジュールを作成する。また、それらの申請窓口及び手順等についても示すこと。

2 業務進捗管理支援

基本設計の作業工程に沿った具体的な業務実施スケジュールを作成し、本業務の進捗管理を行う。

(1) 体制イメージ図



3 運営計画等策定支援

(1) 病院機能・運営方針の支援

基本計画における検討事項への対応、基本設計に必要な各部門運営方針の課題整理・検討を行う。

(2) 収支計画の作成支援

新病院の機能や運営方針に合わせ収支シミュレーションの更新を行う。更新にあたっては、新たな施設基準の取得や新たな手術を見込むなど、収支改善に向けた計画となるよう病院事業局と協議すること。

(3) 基本設計図面と運営計画との調整

新病院の運用方法に合わせて設計事業者と必要な調整を図り、設計業務の検討支援を行う。

4 委託・物流管理計画策定支援

(1) 委託業務方針の立案支援

現病院の委託業務の現状を調査し、課題の整理を行うとともに、新病院において委託する業務範囲の検討を行う。

(2) 物流管理計画の策定支援

現病院の物流の状況を調査し、課題の整理を行うとともに、新病院における搬送動線の検討及び搬送設備の導入検討を行う。

5 医療機器等整備支援

(1) 医療機器整備計画の策定支援

医療機器整備予算を踏まえて、現有品の移設計画や更新・新規整備の詳細を検討し、医療機器整備計画の策定を支援する。

(2) 医療機器整備リストの作成

基本計画策定時に作成された精和病院医療機器整備リストを基に、ア～ウのリストを作成する。

ア 現有品調査・固定資産台帳分析（精和病院・南部医療センター）を実施し現病院リストを作成する。

なお、南部医療センターについては、基本計画において機能集約が検討された薬剤部門や検査部門等を対象とする。

イ 移設品目の確認及び更新・新規整備品目を含めた新病院リストの作成

ウ 医療機器予算書作成

(3) 基本設計図面と医療機器配置計画との調整

設計事業者と工事区分（例：手術室内装、厨房機器等）に関する調整を行い、病院事業局にとって最適な工事区分の提案を行う。

6 医療情報システム整備計画策定支援

新病院の整備予算を勘案しつつ、精和病院及び南部医療センターの医療情報システムの一体的な運用が可能となるよう、次の（１）～（５）を行い、医療情報システム整備計画策定を支援する。

(1) 現状調査

(2) 課題整理及び要望ヒアリング

(3) 整備範囲及び仕様概要の検討支援

(4) 次期更新スケジュールの提案

(5) 工事区分（例：ネットワーク等）に関する調整

7 ヘリポート設置検討支援業務

(1) ヘリコプター飛行ルートの検証

基本計画策定時に選定したヘリコプターの飛行ルートが将来的にも使用可能か、都市計画上の用途地域を踏まえ検証を行う。

また、検証により将来的な使用に支障が生じる可能性がある場合は、新たな飛行ルートの選定を行う。

(2) 関係機関との事務調整

ヘリポート設置及び運用にあたり、関係機関との事務調整を行うこと。

なお、想定する関係機関は次のとおりであるが、必要に応じて追加提案すること。

また、事務調整における資料作成、訪問日程調整及び議事録作成を行う。

ア 国土交通省那覇空港事務所

イ 陸上自衛隊那覇駐屯地第15旅団司令部

ウ 第11管区海上保安本部

エ 沖縄県警察（本部、航空隊）

オ 東部消防本部

カ 那覇市消防局

キ その事務調整が必要と思われる関係機関

(3) 自治会、住民及び周辺公共機関等への説明支援

ヘリポートの設置及び運用にあたり、説明を要する自治会、住民及び周辺公共機関等への説明

を実施する。

また、説明における資料作成、日程調整、想定問答の作成、会場の手配・準備、質疑応答への対応及び議事録の作成を行う。

8 その他、基本設計に並行して必要な支援

- (1) 当該事例と類似の先進事例や視察に関する情報提供
- (2) 委員会及び作業部会等の運営及び議事録の作成
- (3) 関係者ヒアリング
- (4) 本業務の遂行に必要なとなるデータ分析、資料作成、病院整備における最新動向調査及び他病院の事例調査
- (5) 国庫補助金要請及び病院事業債起債協議に係る資料作成支援

第5 実施体制

本業務全体を掌理し、進捗状況を管理するとともに、病院事業局及び設計事業者との調整窓口となる者を配置するなど、本業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。

第6 成果物

1 成果物の提出

本業務の受託者は、以下の成果物を契約期間内に病院事業局に提出すること。

- (1) 委託業務報告書 3部
- (2) 上記(1)の電子データ
- (3) その他病院事業局が必要と認める書類等

2 成果物の納品時期

受託者は、実績報告書に成果物(上記第6、1号各項)を添えて、履行期間末日までに病院事業局に提出するものとする。なお、別途、病院事業局が期日を定めて納品を求めた場合には、病院事業局の指示に従うものとする。

3 著作権

- (1) 成果物の著作権及び所有権は病院事業局に帰属する。ただし、本業務にあたり、第三者の著作権等、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、病院事業局の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

4 成果物の不備

受託業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不備があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

第7 支出経費内訳書及び支出証拠書類の整理

- 1 支出経費内訳書は、人件費、事業費（補助員人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、その他必要経費）、再委託費、一般管理費の項目毎に作成し執行状況を整理すること。
また、支出証拠書類は、経費区分に合わせて整理すること。
- 2 委託費の実績額は、各項目の消費税抜額を合算したものに、契約にかかる消費税の税率（10パーセント）を乗じた額で算出すること。
- 3 後述第8の定めに基づき再委託を行った場合は、再委託に係る請求書、病院事業局の承認通知書、事業者選定資料、発注書、見積書等の書類を整理すること。

第8 再委託の制限等

1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ病院事業局が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50パーセントを超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

その他、病院事業局が契約の主たる部分と決定した業務

2 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、病院事業局が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

ヘリポート設置検討支援業務

その他、病院事業局が再委託により履行することできると決定した業務で契約金額の50%を超えない業務

4 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による病院事業局の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」の場合はこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計
その他、病院事業局が簡易と決定した業務

第9 その他留意事項

- 1 本仕様書記載の委託業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。変更する場合には、契約書の定めに基づき病院事業局と受託者の双方で協議等を行うものとする。
- 2 受託者は、事業の実施に当たり、病院事業局と適宜協議を進めていくものとする。
- 3 受託者は、経理管理に当たっては、法令及び沖縄県病院事業局財務規程の定めに基づいて、適正に執行するものとする。
- 4 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、病院事業局と受託者の双方で協議して定めるものとする。